

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

生駒市体育施設条例（平成元年 1 2 月生駒市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の (3) の表生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラックの項の次に次のように加える。

生駒市北大和野球場	生駒市北大和 3 丁目 5 0 7 7 番地
生駒市北大和グラウンド	生駒市北大和 3 丁目 5 0 7 7 番地

別表第 3 の 3 の表中「むかいやま公園グラウンド」を「生駒市北大和グラウンド」に改め、
「生駒市北大和野球場」を「生駒市北大和野球場」に改め、
「生駒市井出山グラウンド」を「生駒市井出山グラウンド」に改め、

別表第 3 の 7 の表生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド夜間照明の項の次に次のように加える。

生駒市北大和野球場夜間照明	1 時間につき全点灯 4, 1 1 0 円
	1 時間につき 5 割点灯 2, 0 6 0 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 7 月 1 日から施行する。

(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜

本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成25年12月生駒市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条のうち生駒市体育施設条例別表第3の7の表の改正規定中「「2,510円」に」の次に「、「4,110円」を「4,190円」に、「2,060円」を「2,090円」に」を加える。